

○平成24年総務省告示第426号（電波法第6条第7項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件）の一部を改正する告示
 新旧対照表 (傍線部分は変更部分)

改 正 案		現 行	
次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。		次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。	
無 線 局	周 波 数	無 線 局	周 波 数
1 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）	718MHz を超え748MHz 以下 900MHz を超え915MHz 以下 1,427.9MHz を超え1,462.9MHz 以下（注1） 1,744.9MHz を超え1,759.9MHz 以下 2,010MHz を超え2,025MHz 以下 2,545MHz を超え2,575MHz 以下 2,595MHz を超え2,655MHz 以下	1 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）	718MHz を超え748MHz 以下 900MHz を超え915MHz 以下 1,427.9MHz を超え1,462.9MHz 以下（注1） 1,744.9MHz を超え1,759.9MHz 以下 2,010MHz を超え2,025MHz 以下 2,545MHz を超え2,575MHz 以下 2,595MHz を超え2,655MHz 以下
2 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であって、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	773MHz を超え803MHz 以下 945MHz を超え960MHz 以下 1,475.9MHz を超え1,510.9MHz 以下（注2） 1,839.9MHz を超え1,854.9MHz 以下 1,859.9MHz を超え1,879.9MHz 以下（注3） 2,010MHz を超え2,025MHz 以下 2,545MHz を超え2,575MHz 以下 2,595MHz を超え2,655MHz 以下	2 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であって、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	773MHz を超え803MHz 以下 945MHz を超え960MHz 以下 1,475.9MHz を超え1,510.9MHz 以下（注2） 1,839.9MHz を超え1,854.9MHz 以下 1,859.9MHz を超え1,879.9MHz 以下（注3） 2,010MHz を超え2,025MHz 以下 2,545MHz を超え2,575MHz 以下 2,595MHz を超え2,655MHz 以下
(略)	(略)	(略)	(略)
注1 平成26年3月31日までの間は、関東総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局の管轄区域に係るものにあつては、1,427.9MHz を超え1,455.35MHz 以下とする。		注1 平成26年3月31日までの間は、関東総合通信局、東海総合通信局、 <u>近畿総合通信局及び九州総合通信局</u> の管轄区域に係るものにあつては、1,427.9MHz を超え1,455.35MHz 以下とする。	
2 平成26年3月31日までの間は、関東総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局の管轄区域に係るものにあつては、1,475.9MHz を超え1,503.35MHz 以下とする。		2 平成26年3月31日までの間は、関東総合通信局、東海総合通信局、 <u>近畿総合通信局及び九州総合通信局</u> の管轄区域に係るものにあつては、1,475.9MHz を超え1,503.35MHz 以下とする。	
3 (略)		3 (略)	